

郡山市農業委員会農地等交換分合のあっせん要領

昭和46年10月7日制定

(目的)

第1条 この要領は、農業委員会等に関する法律第6条第1項第2号の規定により、農地等の交換分合のあっせんを行う基準を定め、農業上の効率的な利用関係を調整し、もって経営の合理化に資することを目的とする。

(あっせん基準)

第2条 この基準は、次に掲げる事項以外のもので、法令にもとづくものでなければならない。

- (1) 市街化区域内にある農地等。
- (2) あっせん申し出にかかる農地等がすでに交換契約成立したもの、及び使用貸借による権利の設定を目的とするもの。
- (3) 短期間における賃借権の交換及び転用を目的としたもの。

(申出書の提出)

第3条 前条の規定により申し出るものは、文書により農業委員長に提出しなければならない。

(あっせんの方法)

第4条 会長は申出書の提出があったときは、委員のうちから事件ごとに1名を指名し、あっせんにあたらせるものとする。

この場合においては原則として当該あっせん地域を担当区域とする委員を指名しなければならない。

2 指名されたあっせん委員（以下「委員」という。）は、遅滞なくあっせんを開始しなければならない。

(結果の報告)

第5条 委員はあっせんが成立したとき、または、成立しなかったときは調書を作成するとともにその事由を明らかにした経過及び結果を会長に報告するものとする。

2 前項の経過及び結果について会長は、次の総会に報告しなければならない。

(申出者への通知)

第6条 会長は、あっせんが終了したときは、申出人に対してその結果を文書により通知しなければならない。

附 則

この要領は、昭和46年10月7日から施行する。

附 則

この要領は、郡山市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例（平成29年郡山市条例第23号）の施行の日から施行する。